

横浜市下水道用マンホール鋳鉄ふた工場登録要領

1 適用範囲

この要領は、横浜市が使用する下水道用マンホール鋳鉄ふたを製造する工場について、登録手続き等を規定するものである。

なお、製品の型式登録については、各製品の仕様書及び型式登録要領に基づく製品検査を別途行うこと。

2 工場登録の目的

横浜市が使用する下水道用マンホール鋳鉄ふたは適正な品質確保が求められるため、公益社団法人日本下水道協会（以下、協会）の下水道用資器材製造工場認定規定に基づき、「下水道用鋳鉄製ふた」において認定された工場^{※注1}であることを条件とした登録制度を設け、登録した業者を型式登録に合格した製品と併せて「鋳鉄ふた製造業者登録特記仕様書」に記載することにより、工事ごとに必要となる材料検査（工場検査）の簡素化を図るものである。

※注1：認定範囲には、本市に型式登録する製品の規格を含むことが条件となる。

3 工場登録

(1) 工場登録の申請

申請は、横浜市下水道用マンホール鋳鉄ふた工場登録申請書（第1号様式）、関係書類（第2号から第15号様式）及び協会が交付する下水道用資器材製造工場認定書の写しを提出する。

工場登録申請は、工場毎に行う。このため、申請を行う業者が複数の工場を申請する場合は注意すること。

(2) 登録期間

登録期間は最長3年とする。

更新を希望する場合は、指定した年（3年ごと）に更新申請を行うこと。

登録期間中に登録製品の追加を行った場合、登録期間延伸等の措置は行わない。追加した登録製品の扱いについては、該当する製品の型式登録要領を参照すること。

また、工場登録が工場毎となるので、申請を行う業者が複数の工場を申請している場合は更新の申請漏れ等が無いように注意すること。

なお、登録期間中に協会が交付する下水道用資器材製造工場認定書が更新された場合は、速やかにその写しを提出すること。万が一、認定が取り消された場合についても、速やかに報告すること。

(3) 工場登録の更新

更新を希望する場合は申請書（第1号様式）、関係書類（第2号から第15号様式）及び協会が交付する下水道用資器材製造工場認定書の写しを登録書（第16号様式）に記載された有効期限となる年の1月末までに申請しなければならない。工場登録更新時に合わせて登録製品の追加申請を行う場合も同様とする。

なお、横浜市が使用する下水道用マンホール鋳鉄ふたに要求する性能は、協会規格（JSWAS G-4）と異なる項目があるため、工場登録更新時に合わせ、型式登録要領に規定する項目の確認検査が必要となる。型式登録要領を参照し、必要な試験を実施のうえ報告書に整理し、工場登録の更新申請書に添付すること。

4 登録通知

登録審査に合格した場合は、横浜市下水道用マンホール鋳鉄ふた工場登録書（第16号様式）を申請者に送付する。

不合格の場合は、横浜市下水道用マンホール鋳鉄ふた工場登録審査不合格通知書（第17号様式）を申請者に送付する。

5 登録の抹消

本要領に基づき登録された工場は、登録期間中であっても協会の下水道用資器材製造工場認定が取り消された場合は、登録の取消しを行う。

また、申請内容に虚偽があった場合、または重大な瑕疵や不正行為が認められた場合にも、登録の取消しを行う。

6 疑義

この要領に定める事項及び定めのない事項について疑義を生じたときは、別途協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年10月23日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年9月1日から適用する。